

徳川林政史研究所蔵 尾張徳川家文書目録(十六)

凡例

一 本目録は、徳川林政史研究所が所蔵する「尾張徳川家文書」について収録したものである。「尾張徳川家文書」は、現在、「尾二」～「尾八」の文書群で構成されており、そのうち「尾二」～「尾四」は、昭和一〇年（一九三五）に財団法人尾張徳川黎明会（現在の公益財団法人徳川黎明会）によって開設された蓬左文庫において整理・分類されたもので、「尾五」～「尾八」は、その後当研究所において整理された文書群である。

本号では「尾張徳川家文書目録」（十六）として、「尾五」の文書群のうち、史料番号五〇八一～一五〇八一六を収録した。なお、本目録は、文書点数が非常に多いことや紙幅の関係などから、一度に収録することが困難であるため、「尾二」～「尾八」までの文書群を複数回に分けて掲載していくことにする。

一 本目録では、各史料について、①番号、②表題、③年月日、④作成者（または差出）↓宛所、⑤形態、⑥数量、⑦備考の七項目を採録した。

一 番号は、原則として、過去に蓬左文庫によって付された枝番号形式の番号を使用したものが、一部については、以前に当研究所において付された番号を使用したものもある。本目録の配列は、この番号の順序にしたがっている。なお、史料の配列や出納・閲覧の都合上、欠番号はそのままにしてある（本号の目録では欠番号はない）。

一 表題は、原則として内題（巻頭題）を採用し、外題を（ ）付きで直後に示した（なお、内題と外題が同じ場合には、（ ）の表記は省略した）。また、表題のみでは内容の把握が困難と考えられる史料については、必要

に応じて表題の直後に（ ）付きで内容に関する補記を行った。

一 年月日は、原則として史料に記載されている年月日（内容年）を示すことにし、目録作成時に推定した部分については、（ ）を付けて適宜表記した。また、年次記載がなくても、おおよその作成年代がわかる場合には、（安政年間）、（江戸末期）、（明治初年）などと付して、該当する年号や時期を示すことにし、推定不能の場合には、（年不詳）とした。刊本・写本の場合は、その史料が刊行または、書写された時点の年次を表記し、刊本のうち、後印本であることが明らかな場合のものについては、初版年次に続いて（ ）付きで後印年次を記した。

一 形態については、縦（縦帳）・横（横長帳）・横半（横半帳）・状（切紙・続紙・折紙）・鋪（絵図）・綴（作成契機の異なる複数の史料を綴ったもの）・帖（折本）・卷子などと示した。小型本については、「横・小」、「縦・小」などと表記した。

一 数量は、出納・閲覧の便宜を考慮して、後年の改装により、分冊あるいは合綴されたことが明らかな場合でも、現在保存されている状態での冊数を採用した。

一 備考には、史料の概略や別題、史料の中に挟み込まれた書状・書付・絵図面および綴じ込まれた文書の有無、欠本、合綴、改装の状態など、必要と思われる事柄を*印・※印を付けて適宜記した。

一 複数におよぶ冊子で構成されている史料については、出納や閲覧の便宜のため、原則として各冊ごとの細目を掲載した。細目の各項目における配列は、表題・年月日・作成者（または差出）↓宛所・形態・備考（冒頭に※を付した）の順とし、それぞれを二文字アキで示したが、該当する項目に記載がない場合には、省略して表記している。

一 本目録は、当研究所で過去に採録したカードを基礎とし、これに今回の目録に際して改めて実施した内容調査の結果を加えて構成した。なお、本目録は、平成二二年度～同二八年度に行った研究員・非常勤研究員・研究生による夏季・春季集中史料整理の成果に拠っている。調査参加者は、太田尚宏(主任研究員・当時)・白根孝胤(研究員、当時)、石山秀和・浦井祥子・栗原健一・坂本達彦・渋谷葉子・清水聡・滝口正哉・田原昇・中村洋子・西光三・藤田英昭・宮原一郎・吉成香澄(以上、非常勤研究員・当時含む)、池ノ谷匡祐・出野雄也・井浪直人・上野恵・萱場真仁・桐生海正・小宮山敏和・櫻庭茂大・柴田愛・高田綾子・高橋伸拓・高山慶子・塚田沙也加・仲泉剛・西田安里・根岸美季・芳賀和樹・橋本佐保・藤井明広・松本剣志郎・宮坂新・山崎久登・横山考之輔(以上、非常勤研究生・当時含む)の三八名である。内容調査、データ入力、および原稿化作業は藤田英昭(研究員)が担当した。

尾張徳川家歴代藩主一覽

代	諱	生没年月日	藩主就任期間	諡号 院号	実父 生母	正室(簾中) 継室
1	義直	慶長五年十一月二八日 慶安三年五月七日	慶長一二年閏四月二六日 慶安三年五月七日	敬公	徳川家康 御龜(相應院)	春姫(高原院、浅野幸長女)
2	光友	寛永二年七月二九日 元禄一三年一〇月一六日	慶安三年六月二八日 元禄六年四月二五日(隠居)	正公 瑞龍院	義直 尉(歆喜院)	千代姫(靈仙院、徳川家光女)
3	綱誠	慶安五年八月二日 元禄一二年六月五日	元禄六年四月二五日 元禄一二年六月五日	誠公 泰心院	光友 千代姫(靈仙院)	新君(登珠院、広幡忠幸女)
4	吉通	元禄二年九月一七日 正徳三年七月二六日	元禄一二年七月一日 正徳三年七月二六日	立公 円覚院	綱誠 下総(本寿院)	輔君(瑞祥院、九条輔実女)
5	五郎太	宝永八年一月九日 正徳三年一〇月一八日	正徳三年一〇月一八日 正徳三年一月一日	達公 真巖院	吉通 輔君(瑞祥院)	安己君(光雲院、近衛家熙女)
6	継友	元禄五年二月八日 享保一五年一月二七日	享保一五年一月二七日 享保一五年一月二八日	暁公 晃禪院	綱誠 和泉(泉光院)	
7	宗春	元禄九年一〇月二六日 明和元年一〇月八日	享保一五年一月二八日 元文四年一月二三日(隠居)	暁公 章善院	綱誠 梅津(宣揚院)	
8	宗勝	宝永二年六月二日 宝曆一一年六月二四日	元文四年一月三日 宝曆一一年六月二四日	賢隆院 戴公	松平友著 繁(円珠院)	三姫(宝蓮院、徳川吉通女)
9	宗睦	享保一八年九月二〇日 寛政一一年一二月二四日	寛政一一年一二月二四日 寛政一二年一月二九日	明公 天祥院	宗勝 嘉代(英巖院)	好君(転陵院、近衛家久女)
10	斉朝	寛政五年八月二三日 嘉永三年五月三日	寛政一二年一月二九日 文政一〇年八月一五日(隠居)	順公 天慈院	一橋治国 彰君(乘蓮院)	淑姫(清湛院、徳川家斉女)
11	斉温	文政二年五月二九日 天保一〇年三月二六日	文政一〇年八月一五日 天保一〇年三月二六日	僖公 良恭院	徳川家斉 瑠璃(青蓮院)	愛姫(琮樹院、田安斉匡女) 福君(俊恭院、鷹司政熙女)
12	斉荘	文化七年六月一三日 弘化二年七月二〇日	天保一〇年三月二六日 弘化二年七月二〇日	懿公 大覚院	徳川家斉 蝶(速成院)	猶姫(貞慎院、田安斉匡女)
13	慶臧	天保七年六月一五日 嘉永二年五月七日	弘化二年八月二六日 嘉永二年五月七日	欽公 顕曜院	田安斉匡 れい(青松院)	
14	慶勝	文政七年三月一五日 明治一六年八月一日	嘉永二年六月四日 安政五年七月五日(隠居)	文公 賢徳院	松平義建 規姫(真證院)	矩姫(貞徳院、丹羽長富女)
15	茂徳	天保二年五月二日 明治一七年三月六日	安政五年七月五日 文久三年九月一三日(隠居)	顕樹院 靖公	松平義建 みさを(陽清院)	政姫(崇松院、丹羽長富女)
16	義宜	安政五年五月二四日 明治八年一月二四日	文久三年九月一三日 明治八年一月二四日	隆徳院 靖公	慶勝(禎正院) 多満(禎正院)	

※「御家御統帳」「御日記」「御記録(徳川林政史研究所蔵)」、「尾張徳川家系譜」(『名古屋叢書三編』第一卷)より作成。なお、系譜・家譜によつて生没年月日に若干の相違がある。なお、一六代義宜は当主であつた期間を記す。

番 号 表 題

年月日

作成者(差出)宛所

番 号 表 題

(明治九年)

(徳川)

形態・数量
横綴 一

*十六代徳川義宣祭典、十七代徳川義禮(晨若)引移、田宮如雲書画会に関する記事がある。

①(地券御手前迄御廻し願状) (明治九年)五月一六日 井上喬↓永田益衛様

②(間宮君事思召ニ而三十円被下置ニ付書状) (明治九年)五月二六日 辰巳重房↓永(田)益衛様

③(元高麗御門内御土藏・奥山町通り御土藏当御邸御構内江引移度ニ付覚) (明治九年)

※端裏に「伺済」と記載あり。

④(月給拾五円被成下ニ付礼状) (明治)六月二日 辰巳重房↓永(田)益衛様

⑤(伊藤より二百五拾円落手万之丞迄御届願状) (明治)五月一五日 内田↓永田(益衛)君

⑥(当地御邸ノ景況可畏世界与被存ニ付書状) (明治)五月一六日 辰巳重房↓永(田)益衛様

⑦(当月分月給発足前於当地請取度ニ付書状) (明治)三月三〇日 (吉田)知行↓永(田)益衛様

⑧(別紙壹封御届願) (明治)六月八日 (小瀬)新太郎↓永(田)益衛様

⑨(別紙壹封御届願) (明治)五月三〇日 (小瀬)新太郎↓永(田)益衛様

⑩(辰巳守儀も此表不時御雇中ニ付被下金有之方ニ御伺被成下度旨書状) (明治)二四日 (永田)益衛↓水野長大様

※本書状に水野が書き込みをして益衛宛の返書にしている(二五日付)。

⑪(今般司法省辞表仕昨十一日再御家扶拜命ニ付書状) (明治九年)四月二日 井上喬↓永田益衛様

⑫(荒川弥五右衛門出京当月十八日田宮如雲追善書画会開催御染筆願ニ付書状) (明治九年)四月九日 小瀬新太郎↓永田益衛様

※田宮如雲の書画会は、明治九年四月一九日に荒川羊山(弥五右衛門)を会主として開催された。

⑬(間宮正智儀東照宮遷座之際尽力奔走勝手不如意ニ付御救金被下度旨永田益衛殿今申越ニ付上申) (明治)九年五月一七日 辰巳重房↓

⑭(繰合之都合且入費御座候ニ付俸為登金申遣ニ付書状) (明治)三月二七日 (小瀬)新太郎↓永(田)益衛様

⑮(荷物送り其外ニ付書状) (明治) (中川)庄太↓永(田)益衛様

※後欠。

⑯(御賞典禄之事(御賞典禄之不公平ニ付) (明治) (辰巳)重房↓

※下ヶ札あり。

⑰(東照宮遷座・賞典禄其外ニ付書状) (明治九年)四月二四日 辰巳重房↓永(田)益衛様

⑱(故三位公御霊代御祭地之儀ニ付書状) (明治九年) (吉田)知行カ↓永(田)益衛様

※故三位公は十六代徳川義宣(明治八年一月二四日死去のこと。後欠。井上喬の主張として、国家に功労があれば公然の御祭典がしかるべきだが、義宣は徳望あれども国家に功労があるわけではなく、私の御祭典が至当とのことなどが記載されている。

①(元集義隊救助方ニ付書状) (明治) (吉田知行カ) ↓(永田益衛)

②(知多郡横須賀村初三ヶ村置米未納上納相濟ニ付書状) (明治)六月七日 小瀬新太郎 ↓永田益衛様

③(御継子様御引移御同慶・浪華江御廻金其外ニ付書状) (明治九年)六月二日 吉田知行 ↓永田益衛様

※「御継子様」(のちの徳川義禮のこと)は故三位公(義宣)に寸分も違わず、これまでも寄宿をしているので人馴れしていること、吉田が義禮の御附を命じられたことなどが記載されている。

④(吉田士晨若様御附被命至極之御事其外ニ付書状) (明治九年)六月八日 (内田)鶴翁 ↓(永田)益衛様

※吉田士は吉田知行、晨若様はのちの十八代徳川義禮のこと。

⑤(御金御渡被下難有・猿松御附被命其外ニ付書状) (明治九年)六月一〇日 (中川)庄太 ↓(永田)益衛様

※猿松は吉田知行のこと。

⑥(東照宮様之義被仰下御尤千万其外ニ付書状) (明治九年)六月九日 辰巳重房 ↓永(田)益衛様

⑦(桂郎へ為換金一条御配意恐懼ニ付書状) (明治)五月七日 井上喬 ↓永田益衛様

※渡辺猛死去のことが記載されている。

⑧(利金ノ義・国府葉ノ一条其外ニ付書状) (明治九年) (中川)庄太 ↓(永田)益衛様

※片桐助作の鹿兒島行き、鹿兒島で私学校設立のことが記載されている。

⑨(大坂表へ御廻シ金ノ義東京表へ御申遣早行御廻シ被降度ニ付書状) (明治九年)五月二七日 中川(庄太) ↓永田(益衛)様

⑩(二千二十五円ノ地券状カリ出シ其外ニ付書状) (明治) (中川)庄太 ↓永田(益衛)様

⑪(晨若様御引移御婚礼濟其外ニ付書状) (明治九年)五月三〇日 井上喬 ↓永田益衛様

※吉田猿松(知行)昨夕着、三木七郎初より願書差出、松平頼聰様(高松松平家)より被下物のことなどが記載されている。

⑫(昨夜東京着ニ付書状) (明治九年)五月三〇日 吉田知行 ↓永田益衛殿

※五月三〇日に晨若附を命じられたことなどが記載されている。

⑬(晨若様廿一日御引移ニ付書状) (明治九年)五月二六日 土岐長久 ↓永田益衛殿

⑭(吉田氏出京・服部保初月給御加増・御土蔵引移方ニ付書状) (明治九年)六月二日 小瀬新太郎 ↓永田益衛様

⑮(東照宮御社地拝借之義其外ニ付書状) (明治九年)五月二九日 辰巳重房 ↓永(田)益衛様

※下ヶ札(後欠)あり。東照宮様初め素戔雄様の事件に対し「四小区之馬鹿連中」には恐れ入る、良民を扇動して神を欺き、朝廷を誣蔑することと以て外のことなどが記載されている。

番号表題

年月日

作成者(差出宛所)

形態・数量

- ③④ (皇帝陛下御出輦徒一位様にも千住宿迄御見送ニ付書状) (明治九年)六月二日 辰巳重房↓永(田)益衛様
 ※明治天皇の東北巡幸に関するもの。従一位様は十七代徳川慶勝のこと。
- ③⑤ (俣文三郎始皆々無事十九日着ニ付書状) (明治)五月三〇日 (内田)鶴翁↓(永田)益衛様
 ③⑥ (御霊代無御滞御着県・当月二日御百ヶ日ニ而神祭被為濟ニ付書状) (明治九年)三月初八(八日) 小瀬新太郎↓永田益衛様
 ※十六代徳川義宜の御霊代着京と百カ日神祭のことなどが記載されている。
- ③⑦ (貴君より永信院へ金形円添御届被下度ニ付書状) (明治)正月二九日 山本長充↓永田益衛様
 ③⑧ (食滞全快候得共余は全鎮静不致旨・去月分月給御渡被成下度ニ付書状) (明治)四月七日 (吉田)知行↓(永田)益衛様
 ③⑨ (一位様御筆・故三位様御遺墨被成下落手ニ付書状) (明治九年カ)五月二日 直恒↓(永田)益衛様
 ④⑩ (廢刀之義貴境では如何・華士族家祿風説ニ付書状) (明治九年)五月七日 (小瀬)新太郎↓(永田)益衛様
 ※貴境とは名古屋のこと。
- ④⑪ (御賞典之応対御同意被下置安堵其外ニ付書状) (明治九年)五月三日 辰巳重房↓永(田)益衛様
 ④⑫ (御賞典之義其外ニ付書状) (明治九年)五月七日 (與)辰巳重房↓永(田)益衛様
 ※細目④③を接続している。
- ④⑬ (内情井上殿江も密啓仕別紙御代覽之上家令君江差出ニ付書状) (明治九年)五月一七日 辰巳重房↓永田益衛様
 ※細目④②を接続している。
- ④⑭ (百駄出荷其外ニ付書状) (明治)三月三一日 濱島与市外二名④⑮↓中川庄太様・江原藤様・木林乗様
 ※端裏に「濱島方ヨリ後ニ来ル書状」と記載あり。
- ④⑮ 別書状之文意(浜嶋より前に差越候書状ニ付) (明治九年)四月一四日 (中川)庄太↓(永田)益衛様
 ※九州路も変わるることなし、旧左府公(島津久光)帰県、鹿兒島にては可もなく不可もなしという人気などと記載されている。久光は明治八年に左大臣を辞表し、同九年四月に帰県した。
- ④⑯ (光明寺一条・賞典祿歎願ニ付五味出京一位様江懇願・晨若様来月御引移ニ付書状) (明治九年)四月一九日 小瀬新太郎↓永田益衛様
 ④⑰ (片桐帰坂国分烟草葉之一条其外ニ付書状) (明治九年) (中川)庄太↓(永田)益衛様
 ※片桐助作の鹿兒島行きのことなどが記載されている。
- ④⑱ (名地ノ景況其外ニ付書状) (明治九年)四月一日 (中川)庄太↓永田(益衛)様
 ※三位君(十六代徳川義宜)の御魂へ拝礼の輩が群をなすこと、鹿兒島の片桐助作のこと、多葉粉のことなどが記載されている。

④9 (藤井竹友老人病死之由驚入ニ付書状) (明治九年)四月一六日 (鈴木)重永↓真居君

⑤0 (田宮如雲年記書画会相催しニ付書状) (明治九年)四月九日 (鈴木)重永↓真居君

⑤1 (田宮如雲書画会ニ付書状) (明治九年)四月二日 鈴木重永↓永田益衛殿

※綴りから剥がれた状態で挟み込まれている。

⑤2 (帯刀禁止違反者・藤井竹友死去残念ニ付書状) (明治九年)四月一九日 井上(喬)初↓永田(益衛)君

⑤3 (貴地堀川花盛り・当地墨田・上野の様子ニ付書状) (明治九年)四月四日 (鈴木)重永↓真居老兄

※上野は公園の地となり大いに模様も替わったことなどが記載されている。

⑤4 (過日ハ留守宅江御来訪御手当金三拾円被下ニ付礼状) (明治九年)三月二九日 (内田)鶴翁↓(永田)益衛君

⑤5 (御祭典御多端・御祭地双方の論ニ付書状) (明治九年)三月二九日 (吉田)知行↓(永田)益衛様

※御祭典・御祭地は十六代徳川義宜(明治八年一月二四日死去)に関わるもの。

⑤6 (小瀬土其表より金札取寄度ニ付書状) (明治)三月二七日 土岐長久↓永田益衛殿

⑤7 (故従三位様御家前江之石灯笼奉納御手伝之儀ニ付書状) (明治九年)三月二七日 土岐長久↓永田益衛殿

※故従三位様は十六代徳川義宜のこと。

⑤8 (光明寺一条至難之訳ニ而大心配・植松老先生黄泉之客被下物取計方ニ付書状) (明治九年)三月二七日 (小瀬)新太郎↓(永田)益衛様

※植松老先生は植松茂岳(明治九年三月二〇日死去)のこと。

⑤9 (晨若様御稽古・元集義隊一条ニ付書状) (明治九年)六月七日 (吉田)知行↓(永田)益衛様

※晨若は十七代徳川義禮のこと。晨若引き移りのことなども記載されている。

尾上五八三〔維新書簡 十二〕

(明治七年~同八年)

〔徳川〕

横綴

一

* 姫君痘瘡、道姫死去、明治天皇の瓦町行幸に関する記事がある。

① (戊辰年千村平右衛門より北越へ出兵之二隊ニ付書付) (明治)

※縦紙を横に折った状態で綴り込まれており、解説困難。

② (今般結構被蒙仰候ニ付御祝儀申上度ニ付書状) (明治八年)四月二八日 辰巳重房↓永(田)益衛様

※明治八年四月一七日に永田益衛は一等家徒に任命される。

③ (今般結構被蒙仰候ニ付御祝儀申上度ニ付書状) (明治八年)四月二八日 水野正則・石原重道・藤平重資・加藤菊太郎↓永(田)益衛様

④ (戊辰年北越出兵之千村平右衛門家采総代賞典御分与申立ニ付書状) (明治)五月八日 東同僚↓尾一等家徒御中

※細目①と関連。総代の名として岐阜県士族渡邊綱重・渡邊傳・太田規好らが記載されている。

番号表題

年月日

作成者(差出)宛所

形態・数量

- ⑤ (今般結構御拜命恐悦至極ニ付書状) (明治八年)四月三〇日 土岐長久↓永田益衛様
- ⑥ (去十七日一の家従被命難有ニ付書状) (明治八年)四月二〇日 山本長充↓永田益衛様
※明治八年四月一七日に山本長充は一等家従に任命される。
- ⑦ (急俄ニ呼出し御用之節人力車自分仕払ニて可然歎貴地如何哉ニ付書状) (明治)二月二日 永田益衛↓内藤能弘殿
※内藤能弘の返書(二月一八日付)が糊継ぎされている。
- ⑧ (高須様御不幸大久保西光庵へ御埋葬相済候ニ付書状) (明治八年)二月二日 (白井)武啓↓(永田)益衛様
※高須様は十四代松平義生正室の道姫(徳川慶勝の三女、明治八年二月一五日死去)のこと。
- ⑨ (小出寅三儀二の家従被命表通用并お豊様・お富様病状ニ付書状) (明治八年)二月二三日 (内藤)能弘↓(永田)益衛様
※お豊様・お富様はともに十七代徳川慶勝の女。
- ⑩ (お豊様・お富様御痘瘡御順痘・新御邸始御払下御指令ニ付書状) (明治八年)三月一日 白井武啓↓永田益衛殿
- ⑪ (鷺津閣下御挨拶品ニ付書状) (明治)
※前後欠。鷺津閣下は鷺津毅堂(宣光)のことか。
※下ヶ札あり。
- ⑫ (お道様献備物之儀ニ付書状) (明治八年)二月二八日 よし弘(内藤)能弘・(土岐)長久↓(永田)益衛様
- ⑬ (お豊様・お富様御痘瘡病状ニ付書状) (明治八年)三月五日 (内藤)能弘↓(永田)益衛殿
- ⑭ (辰巳重房・服部保・橋本善述儀元新御邸地始払下尽力ニ付金被下置旨書状) (明治八年)三月 白井武啓↓永田益衛殿
- ⑮ (新御邸地始払下尽力ニ付賞金額書損ニ付書状) (明治八年)三月八日 ↓(永田)益衛様
※前欠。
- ⑯ (おとよ様・おとみ様・おかた様御痘瘡病状ニ付書状) (明治八年) 白井武啓↓永田益衛殿
※後欠。
- ⑰ (山田千有年願書御差戻・従三位様御詠歌其外ニ付書状) (明治八年)三月一八日 (白井)武啓↓(永田)益衛様
※山田千有年は山田千疇のこと。細目②⑤と関連。
- ⑱ (会計之儀一層厳重法立致置度・御方々様御順快其外ニ付書状) (明治八年)三月二二日 (内藤)能弘↓(永田)益衛君
- ⑲ (お豊様・お富様・お鈺様其外御痘瘡病状ニ付書状) (明治八年)三月一〇日 内藤能弘初↓永田益衛殿
- ⑳ (お道様御靈前江御奉納金壹円入手ニ付書状) (明治八年)三月二二日 内藤(能弘)↓永田(益衛)様

⑳(御長男君昨戌年分御賞典御分与御拜戴ニ付両君江献上物別紙一封御廻し之旨書状) (明治八年)三月二日 (内藤)能弘・(土岐)長久↓(永田)益衛様

㉑(八木過便之返報之由ニ付書状) (明治)四月二日 土岐長久↓永田益衛殿

㉒(お豊様・お富様・おかた様・お英様御痘瘡病状ニ付書状) (明治八年)三月二日 白井武啓・内藤能弘↓永田益衛殿

㉓(国枝松宇へ賀筵ニ付従三位公御筆一葉被下方願承知ニ付書状) (明治八年)三月二九日 白井武啓初↓永田益衛殿

㉔(御痘瘡御方々御肥立之旨・山田千有年献詠願之儀ニ付書状) (明治八年)三月二九日 内藤能弘初↓永田益衛殿

※細目⑳と関連。

㉕(渡辺貞臣儀土木掛之唱相解ニ付書付) (明治)

㉖(今般結構被為蒙仰候御祝儀ニ付書状) (明治八年)四月二八日 鈴木高美↓永(田)益衛様

※一他家従任命に関わるもの。

㉗(舞楽御配意被成下難有旨・御痘瘡方々其外ニ付書状) (明治八年)五月五日 辰巳重房↓永(田)益衛様

※下ヶ札あり。

㉘(今般結構被為蒙仰御祝儀ニ付書状) (明治八年)四月二八日 水野正則↓永(田)益衛様

※一他家従任命に関するもの。

㉙(於回向院角力興行境川願人・金杉芝居見物其外ニ付書状) (明治八年)五月一三日 辰巳重房↓永(田)益衛様

※「家扶日記」五月一二日条には、徳川慶勝が金杉芝居見物に出かけたことが記載されている。

㉚(吉田信明義御雇御解ニ付書状) (明治)五月一九日 白井武啓初↓永田益衛殿

㉛(一他家従拜命恐悦・御出立御打合・道姫様恐入其外ニ付書状) (明治八年)四月二六日 (中川)庄太↓(永田)益衛君

※道姫は明治八年二月一五日に死去。

㉜(士族救助之為小瀬新太郎・間宮六郎へ金壹万円御貸下其外ニ付書状) (明治八年)四月二九日 白井武啓↓永田益衛殿

㉝(本月四日主上瓦町御邸御立寄無滞相濟其外ニ付書状) (明治八年)四月一〇日 (内藤)能弘愚老拜↓(永田)益衛賢君

※明治天皇の浅草瓦町行幸に関するもの。水戸小梅邸行幸と比較した記述がある。

㉞(当表追々北越中国辺の船入込日々店モ盛大・来月上旬二ハ御出坂被成候様仕度其外ニ付書状) (明治)三月一六日 (中川)庄太↓(永田)益衛様

㉟(金貸渡利子其外ニ付書付) (明治) (中川)庄太↓(永田)益衛

※細目㉞と関連。

番号表題

年月日

作成者(差出)宛所

形態・数量

- ③⑦(長州公の御頼ミ之植松老人よみ歌三十首御廻シ其外ニ付書状) (明治八年)四月一七日 内藤能弘↓永田益衛殿
 ※長州公は毛利元徳、植松老人は植松茂岳のこと。お道様御不幸のことが記載されている。
- ③⑧(若井敏重斎より差上候木綿着御満足ニ付書状) (明治)四月二四日 内藤能弘↓永田益衛殿
 ※若井敏重斎は若井敏吉(重斎)のこと。
- ③⑨(長谷老人より八木・渡辺江之二封落手ニ付書状) (明治)四月一〇日 土岐長久↓永田益衛殿
 ※長谷老人は長谷川敬、八木は八木雕のこと。
- ④⑩(長州公の御頼植松老人よみ歌三十首御廻シニ付書状) (明治八年)三月二九日 (内藤)能弘↓(永田)益衛殿
 ※「長州公(元徳)至而セツカチ之御人故御含ミ」云々と記載されている。「長州公の左之通御直書之写」が附属している。
- ④①(東照宮江敬公御合祀之儀ニ付書状) (明治八年)四月一八日 白井武啓↓永田益衛殿
 ※お豊様の御痘瘡順快のことなどが記載されている。敬公は初代徳川義直のこと。
- ④②(辰巳重房出京貴地御模様承知大慶・賞典禄紛紜其外ニ付書状) (明治)四月一八日 (白井)武啓↓(永田)益衛殿
 ※置米一件昨廿二日請書出来、華族方々組合鉄道建築追々御究論其外ニ付書状) (明治)四月三日 辰巳重房↓永田益衛殿
- ④③(当年其表御祭礼之節舞楽之事其外ニ付書状) (明治八年)四月二〇日 辰巳重房↓永(田)益衛様
 ※臨幸御用有り難き仕合、上野東照宮殊の外繁昌驚き入り、その他白井武啓らの名前も記載されている。
- ④④(東照宮舞楽之事ニ付書状) (明治八年)四月二三日 辰巳重房↓永田益衛様
- ④⑤(東照宮江敬公御合祀之義・従一位様・奥方様別邸御成大神楽御覧其外ニ付書状) (明治八年)四月六日 辰巳重房↓永(田)益衛様
 ※敬公は初代徳川義直、従一位様は十七代徳川慶勝、奥方様は矩姫(慶勝の正室)のこと。
- ④⑥(御屋敷東江新治御移之儀ニ付副啓) (明治) (辰巳)重房↓(永田)益衛
- ④⑦(賞典禄御分与奉還願出候節之御処分布達ニ付写巻通相廻申候旨書状) (明治七年)二月一〇日 白井武啓↓永田益衛殿
 ※「写」(明治七年)二月二九日付第百二十八号布告・分与賞典禄奉還願出候節ノ処分ニ付)が附属している。

昇下五八十三〔維新書簡 十三〕

(明治九年)同(一〇年)〔徳川〕

横綴

*三重県などの地租改正反対一揆・明治天皇関西巡幸の記事がある。

- ①(伊藤太一郎願意有之発途之義ニ付書状) (明治一〇年) ↓(永田)益衛

※伊藤の強願書だけでは了解出来兼ねるが、辰巳重房の見込書でよくわかったことなどが記載されている。分与賞典禄に関わる内容か。

- ② (村瀬立斎・大吉楼年賀ニ付海苔十帖被下旨書状) (明治)一月二〇日 井上喬初↓永田益衛殿
 ※長谷川敬・松井市兵衛・佐々木弥兵衛にも海苔五帖下されることも記載されている。
- ③ (朝廷之御歌題御差上ニ付書状) (明治)二月一七日 鈴木高美↓永(田)益衛様
- ④ (盗難又候御社内へ入込ニ付書状) (明治)一〇年)二月一〇日 小瀬新太郎↓永田益衛様
 ※何方も盗難が多く油断ならない旨が記載されている。
- ⑤ (海苔呈上ニ付賀状) (明治)一月二〇日 土岐長久↓永田益衛様
 ※嶋沢・村瀬・近藤への別封を序での節に届けて欲しい旨が記載されている。
- ⑥ (口演書(海苔五帖御廻ニ付)) (明治)一月二二日 鈴木高美↓永(田)益衛様
- ⑦ (私義此表御留守中御用向取扱可申旨ニ付書状) (明治九年)一月二八日 服部保↓永(田)益衛様
 ※故従三位(十六代徳川義宣、明治八年一月二四日死去)の一周忌に關することが記載されている。
- ⑧ (北ノ御方来一月御出産其外ニ付書状) (明治九年)一月二八日 (中川庄太)↓(永田益衛)
- ⑨ (此書封ニ金三百疋御添為御届被下度ニ付書状) (明治)二月二五日 井上喬↓永田益衛様
- ⑩ (当年中朝廷御兼題御承知被遊度ニ付書状) (明治)二月一九日 鈴木高美↓永(田)益衛様
- ⑪ (主上・皇太后・皇后京都行幸啓ニ付書状) (明治)一〇年)一月二九日 (尾崎)八衛↓(永田)益衛様
- ⑫ (三位様御筆御摺物頂戴ニ付礼状) (明治)一〇年)一月二六日 矢部文載↓尾崎八衛様
 ※細目③7と関連。
- ⑬ (林蔵結婚当時御新郎住居殊之外難有ニ付書状) (明治)二月一三日 (内藤)鶴翁↓(永田)益衛様
- ⑭ (御筆墨本并風爐敷拝領ニ付礼状) (明治)一〇年)一月二〇日 佐々政直↓永田益衛様
 ※細目③7と関連。「来月者主上被為候趣ニ而所々道直シ等有之」などと記載されている。
- ⑮ 恭賀新年(昨年三重県暴動・地租減税詔書ニ付書状) (明治)一〇年)一月二〇日 井上喬↓永田益衛様
 ※三重県暴動は地租改正反対一揆を指す。主上、明日御發程との記載がある(明治天皇は一月二四日に関西巡幸に出発)。
- ⑯ 内密(銀行一条当地者至而都合宜・盗賊事件其外ニ付書状) (明治)一〇年)一月二八日 (吉田知行)↓(永田)益衛様
- ⑰ (操太へ拝領物ニ付礼状) (明治)二月四日 中川庄太↓永田益衛様
 ※鉄道開業式・禄券のことが記載されている。
- ⑱ (柳原長栄寺に従一位様御健剛祈願依頼ニ付書状) (明治)一〇年)二月一〇日 小瀬新太郎↓永田益衛様
 ※十七代徳川慶勝は旧冬から病気で、佐々木東洋が拝診したことなどが記載されている。長栄寺は愛知県名古屋市にある天台宗の寺院。

番号表題

年月日

作成者(差出宛所)

形態・数量

一一一

- ①⑨ (伊藤太一郎歎願一条・於御家も御救助之為銀行御加入のこと・此表盜難之義其外ニ付書状) (明治一〇年)二月七日 (井上喬) ↓ (永田益衛)
- ※徳川慶勝の健康状態も記載されている。
- ②⑩ (遠藤確蔵拝借金督責之義ニ付書状) (明治)二月一四日 小瀬新太郎 ↓ 永田益衛様
- ②① (伊東太一郎出京銀行一条・御邸盜難ニ付書状) (明治一〇年)一月二十九日 (小瀬)新太郎 ↓ (永田)益衛様
- ※池田様・阿州様・越前様も盜難に遭つたところが記載されている。
- ②② (太一郎義銀行一条ニ付出京・簿記法修行之者人撰ニ付書状) (明治一〇年)一月二十八日 (小瀬)新太郎初 ↓ (永田)益衛殿
- ※簿記法修行の者として永田巖(永田健弟)・海部豪助(海部天驊弟)の二名が記載されている。
- ②③ (三位公御一周忌御祭典・銀行一条ニ付書状) (明治九年)十一月二十六日 (吉田)知行 ↓ (永田)益衛様
- ②④ (西京事件ニ而上京昨日帰り直ちに鹿兒島へ出船其外ニ付書状) (明治九年)一〇月九日 中川庄太 ↓ (永田)益衛様
- ②⑤ (晨若様御勉強・廿九日夜日本橋近傍数寄屋町より出火・佐治江御渡金其外ニ付書状) (明治九年)二月二日 (吉田)知行 ↓ (永田)益衛様
- ②⑥ (松井市兵衛初四人海苔差遣ニ付書状) (明治一〇年)一月二十五日 小瀬新太郎 ↓ 永田益衛様
- ②⑦ (木一条西京ニ糾問掛刑事課ヨリ呼出其外ニ付書状) (明治九年)二月二〇日 (中川)庄太 ↓ (永田)益衛様
- ※木一条とは木村季道一条のこと。尾崎八衛のことや鹿兒島の動向に関する記載がある。
- ②⑧ (石代貢納ニ付県下一ト騒動其外ニ付書状) (明治一〇年)一月二日 中川庄太 ↓ 永田益衛様
- ※冒頭に永田益衛宛中川庄太の年始祝儀(二月二日付)が記載されている。
- ②⑨ (転宅報知・木村季道及び尾崎八衛一条其外ニ付書状) (明治九年)二月一〇日 中川庄太 ↓ 永田益衛様
- ※転宅先は、大坂鞍上通三丁目中ノ橋北西詰と記載されている。
- ③⑩ (三重・茨城県下暴動ニ付書状) (明治九年)二月二十九日 東京三人 ↓ 永田益衛殿
- ※地租改正反対一揆などに関するもの。三重県下農民暴動で御県下(愛知県)は大事に及ばず大幸とする記載がある。
- ③① (木村季道一条ニ付書状) (明治九年)二月二十五日 (中川)庄太 ↓ (永田)益衛様
- ※九州・中国地方の様子・西郷隆盛の動向なども記載されている。
- ③② (東照宮御寄附金従一位様より御願立可然ニ付書状) (明治九年)二月一八日 小瀬新太郎初 ↓ 永田益衛様
- ③③ (每暮御家従一同被下物御改革当年も昨年同様被下置其外ニ付書状) (明治九年)二月二十五日 東京同僚 ↓ 永田益衛殿
- ※安濃津農民暴動は愛知県下へも波及し、一位様(十七代徳川慶勝)も心配のことなどが記載されている。
- ③④ (鳥津邸御買入之義浜町辺地佃高騰ニ付御断之旨其外ニ付書状) (明治九年)二月三〇日 (吉田)知行 ↓ (永田)益衛様

※鹿兒島・庄内・佐賀・熊本など士族不穏ゴタツキの状況や西郷隆盛の動向などが記載されている。

③⑤ (金三拾五円為替ニ而相廻し候間愚弟又者倅へ御渡被下度ニ付書状) (明治九年)二月二八日 (吉田)知行↓(永田)益衛様

※都下は静謐ながら近傍の水戸・埼玉は動揺につき、心配のことなどが記載されている。

③⑥ (加藤某参邸御人減に関する歎願其外ニ付書状) (明治九年)二月二四日 吉田知行↓永田益衛殿

※県地近傍農民蜂起につき県地へも波及の風聞、士族辺り方向を誤らないよう仕度などと記載されている。

③⑦ (故三位様御遺墨之御石摺政直・文載・私江被下置ニ付礼状) (明治一〇年)一月二九日 尾寄八衛↓(永田)益衛大君

※細目⑫⑭と関連。故従三位様は十六代徳川義宜のこと。

③⑧ (永田蘇武君儀数寄屋町より出火類焼被成拜借金可申相叶哉ニ付書状) (明治九年)二月六日 永田忠盛↓永田益衛君

③⑨ (銀行一条伊東太一郎出立其外ニ付書状) (明治一〇年)一月二〇日 小瀬新太郎・井上喬↓永田益衛様

④⑩ (為換ヲ以テ金三十円差立ニ付鬼頭幸七・伊東太一郎へ御渡被下度旨書状) (明治一〇年)一月一〇日 小瀬新太郎↓永田益衛様

※三重県の暴動が波及し御県下も一時騷擾のところ、早速鎮定につき安心したことなどが記載されている。

④① (金百円蘇武公請取ニ付礼状) (明治九年)二月一九日 同(永田)忠盛↓永田益衛大君

④② (今般御令息様御出京拜領物頂戴ニ付礼状) (明治一〇年)二月一八日 永田忠盛↓永田益衛様

④③ (不景氣ニ付改革ヤリカケ・木村季道一条・鹿兒島不穩其外ニ付書状) (明治一〇年)一月一九日 中川庄太↓永田益衛様

④④ (盗難ニ付書状) (明治一〇年)二月二〇日 井上喬↓永田益衛様

※鍵の絵が描かれている。

學五六一四〔維新書簡十四〕

(明治七年)

〔徳川〕

横綴

*徳川義宜・植松茂岳・長谷川敬・柿崎造酒雄らに関する記事がある。

① (此苞封御序ニ御指上ニ付書状) (明治一〇月一六日 土岐長久↓永田益衛殿

② (岐阜奥貫属士族河原直性事二等家從御雇ニ付書状) (明治一〇月一〇日 白井武啓↓永田益衛殿

※河原直性の御雇にあたっては、長谷川敬に御内命があるなど長谷川の関与について記載されている。

③ (三位様分従五位様江被進并長谷老江被遣候御直書式封相廻ニ付書状) (明治七年)一〇月一七日 白井武啓初↓永田益衛殿

※三位様は十六代徳川義宜、従五位様は高須松平家十四代松平義生のこと。

④ (幕末水戸奸物鈴木石見守処分に関する履歴調ニ付書状) (明治七年)一〇月二二日 白井武啓初↓永田益衛殿

※十四代徳川慶勝が関与した文書があるかどうか、水戸家からの問い合わせがあったと記載がある。

⑤ (為替金請取ニ付礼状) (明治一〇月二三日 白井)武啓↓(永田)益衛殿

番号表題

年月日

作成者(差出宛所)

形態・数量

- ⑥ (三位公御稽古事其外ニ付書状) (明治七年カ)一〇月一三日 内藤能弘↓永田益衛様
 ※三位公は十六代徳川義宜のこと。義宜の洋学は追々上達すれども、尺振八塾の巧者である久保盛久に隔日教導を依頼すること、過日井上喬が陸軍十三等出仕を拜命したことなどが記載されている。
- ⑦ (至急要用出来親類中川義平へ金三十六円為替ニ而差下し申度ニ付書状) (明治)九月二七日 白井武啓↓永田益衛様
- ⑧ (牧光葆・尾崎忠讓江被下御筆参着ニ付書状) (明治)一〇月八日 土岐長久↓永田益衛殿
- ⑨ (伊藤次郎左衛門・関戸守彦儀御預ケ金ニ付願書写) 明治七年六月〜七月 白井武啓・内藤能弘・土岐長久↓永田益衛殿
 ※下ケ札あり。
- ⑩ (拙老子高須五位様御供で来ル廿五日に御暇出立ニ付書状) (明治七年)九月二〇日 長谷川拙斎(敬)↓永田益衛様
 ※高須五位様は十四代松平義生のこと。細目⑮と関連。「家扶日記」明治七年九月二五日程に關連記事がある。
- ⑪ (三万円預り金之義ニ付書状) (明治七年)七月 ↓伊藤次郎左衛門
- ⑫ (牧保葆・尾崎忠讓御願申越候御染筆其外御廻しニ付書状) (明治)九月一〇日 土岐長久↓永田益衛殿
- ⑬ (高須様〆伊藤次郎左衛門江式千円被成御預度ニ付書状) (明治七年)九月二〇日 内藤能弘初↓永田益衛殿
 ※下ケ札あり。
- ⑭ (安藤義信義家丁及び古川邦太郎・太田正之丞兩人定詰被命ニ付書状) (明治七年)九月一七日 内藤能弘初↓永田益衛殿
 ※「家扶日記」明治七年九月一七日程に關連記事がある。
- ⑮ (高須従五位様高須表江発途・長谷川老人も御供ニ而御暇ニ付書状) (明治七年)九月二五日 内藤能弘初↓永田益衛殿
 ※長谷川老人は長谷川敬のこと。細目⑩と関連。
- ⑯ (五万円ノ証差戻方ニ付書状) (明治七年)九月一九日 (白井)武啓↓(永田)益衛君
 ※長谷川敬の帰国のことも記載されている。
- ⑰ (其表御道具帳能道具之部ニ相見候大鼓ニ付書状) (明治)八月一八日 内藤能弘初↓永田益衛殿
- ⑱ (草莽隊其外歎願中ニ付従三位様御仏参延期之事拝承ニ付書状) (明治七年)九月二日 (白井)武啓↓(永田)益衛君
 ※従三位様は十六代徳川義宜のこと。
- ⑲ (松平春松江被下千字文御手本・植松有経江被遣候御状着其外ニ付書状) (明治七年)九月一日 土岐長久↓永田益衛殿
 ※植松有経は植松茂岳の五男。茂岳・有園(同次男)のことも記載されている。茂岳は先頃より不快のため名古屋に帰りたく、一兩日中に東京を發途することなどが記載されている。

⑳(愛知県平民安藤義信出京ニ付書状) (明治七年)八月二三日 内藤能弘初↓永田益衛様

※安藤義信の出京については、柿寄造酒雄の代わり柴田鎌太郎の上京を通用に及んだところ、云々の情実があり、前田又四郎も痛心したことが背景にあるとの旨が記載されている。

㉑(午年已来之出納取調之儀ニ付礼状) (明治)八月二四日 白井武啓↓永田益衛殿

㉒(森本善七より御両所様江差上候文徴明石摺折本着ニ付書状) (明治七年)八月二三日 内藤能弘初↓永田益衛殿

㉓(去十九日二の家従被命小菅正武可為上席旨一の家従定介相勤候与ニ御事難有ニ付書状) (明治七年)八月二日 山本長充↓永田益衛様

※「家扶日記」明治七年八月一九日条に関連記事がある。

㉔(岡善或ハ小見山通財一件両様とも採用御難儀ニ付書状) (明治七年)八月二〇日 (白井)武啓↓(永田)益衛君

㉕(内田鶴翁々千字文書続願ニ付書状) (明治七年)八月四日 土岐長久↓永田益衛殿

※松平春松の名前も記載されている。

㉖(柿寄造酒雄不体裁ニ付柴田鎌太郎出京之旨書状) (明治七年)八月九日 白井武啓↓永田益衛殿

※柴田鎌太郎は、元御賄頭支配・元檜物師頭柴田吉右衛門の長男とのこと。

㉗(山本長充義来ル九日出立之旨拝承ニ付書状) (明治七年)八月八日 白井武啓・内藤能弘↓永田益衛殿

※細目㉓と関連。

㉘(柿寄造酒雄事西洋館御普請中不体裁御雇解ニ付書状) (明治七年)七月二七日 白井武啓始↓永田益衛殿

※柿寄造酒雄(雇家丁)は、「西洋館楼上へ相話罷在候処、タアフル(テーブル)ノ上ニ仰向ニナリ午睡いたし、一位様(徳川慶勝)始楼上江御登り之折柄夢中ニ而、更ニ不存罷在」ことが不体裁として、罷免となる旨が記載されている。

㉙(桜井一条細書之趣拝承跡人別被命ニ付書状) (明治七年)七月二八日 白井武啓・内藤能弘↓永田益衛殿

※跡人別の山本健之丞は、土岐長久の振合で一の家従次席で同僚定介を命じられることなどが記載されている。細目㉓と関連。

㉚(新御邸御下地券御渡方之儀ニ付書状) (明治七年)七月念四(二四)日 (白井)武啓始↓永田(益衛)君

㉛(先日結構被命難有ニ付書状) (明治七年)七月二四日 (吉田)知行↓(永田)益衛賢兄

※七月三日に一の家従を命じられたことと関連する。十六代徳川義宜の読書・習字・水練などの様子が記載されている。細目㉓と関連。

㉜(御地出張三ツ井組御金拝借願見合わせ可然との御内慮ニ付書状) 白井武啓始↓永田益衛殿

㉝(為替金落手ニ付書状) (明治)七月二〇日 長谷川拙斎(敬)↓永田益衛様

㉞(平野儀御邸内寄留願ニ付書状) (明治)七月八日 (永田)益衛↓白井武啓殿御初

※永田益衛宛白井武啓書状(七月一〇日付)が糊継ぎされている。

番号表題

年月日

作成者(差出)宛所

形態・数量

- ③⑤ (桜井平馬出京ニ付書状) (明治七年)七月一〇日 白井武啓・内藤能弘↓永田益衛殿
※細目²⁹と関連。
- ③⑥ (東掛所内梅昌院様御廟破損ニ付書状) (明治七年)七月二日 白井武啓↓永田益衛殿
※東掛所は真宗大谷派名古屋別院、梅昌院様は三代徳川綱誠の側室梅小路のこと。
- ③⑦ (土岐長久・吉田知行一 等家従被命ニ付書状) (明治七年)七月三日 白井武啓・内藤能弘↓永田益衛殿
※井上喬の後任人事との記載がある。吉田知行は三位様(徳川義宣)専属につき役所に関係しないとの記載がある。「家扶日記」明治七年七月三日条に関連記事がある。細目³¹と関連。糊継ぎはがれ(取扱注意)。
- ③⑧ (柿崎造酒雄出京・御賞典御分与・梅昌院様御廟所御修復ニ付書状) (明治七年)七月二日 白井武啓初↓永田益衛殿
- ③⑨ (辰巳・橋本表向御雇仕度ニ付書状) (明治七年)七月三日 白井武啓初↓永田益衛殿
- ④⑩ (植松茂岳出京・猷詠其外宮内省との周旋ニ付書状) (明治七年)七月二日 内藤よし(能)弘↓永田(益衛)賢兄
※明治天皇の御歌御用を植松茂岳に仰せ付けられるよう、徳川慶勝・中村修が周旋している様子、当年五月〜六月にかけて茂岳が宮内省の御用召により猷詠している様子などが記載されている。
- ④⑪ (朝廷江御差出之御事蹟書二冊ニ付書状) (明治)二月二七日 中川庄太↓永田益衛君
- ④⑫ (柿崎造酒雄家丁申付木全政清同勤申付ニ付書状) (明治七年)七月四日 内藤能弘↓永田益衛殿
- ① (山高平儀銃隊教授役申付其外役替案) (明治) (明治元年〜同二年) [徳川]
- ② (軍務参謀廣瀬市郎次他四名職務御免其外役替案) (明治)
- ③ (軍務局附属被命其外役替案) (明治)
※前欠カ。
- ④ (山高平・廣瀬市郎次其外名前書上案) (明治)
- ⑤ (聯隊長其外人数書上) (明治)
- ⑥ (頃日取調候より猶減相立候人員(二等聯隊長数其外書上) (明治)
※朱書で「五」と記載されている。
- ⑦ (内密 聯隊長始人員等) (明治)
※朱書で「四」と記載されている。

昇五六一五〔維新書簡 十五〕

横綴

一

⑧ 調練不熟等ニ付一印ニ省候兵員 (明治)

※朱書で「二」と記載されている。

⑨ (等官ニ而兵隊へ組込人員書上) (明治)

⑩ (部長等へ御撰之積込人員書上) (明治)

⑪ 機密調(兵隊年給之儀ニ付) (明治) 二月

※下ケ札あり。

⑫ (聯隊人員増減ニ付書付) (明治) 二月

※下ケ札あり。

⑬ (聯隊人員書上案) (明治)

※下ケ札あり。

⑭ (兵隊月給其外ニ付書状) (明治) 二年 二月 一〇日 千賀信立↓久少参君

※「昨年北越出兵」と記載あり。丹羽信四郎は北越戦功により物頭席二五石五人口を給わることなどが記載されている。久少参君とは久野長一少参事のこと。

⑮ 省方(信義隊・八雲隊其外隊名書上) (明治)

⑯ (聯隊人員増減ニ付書上案) (明治)

※細目⑫と関連。

⑰ (聯隊長其外人員数書上案) (明治)

※細目⑥と関連。

⑱ (聯隊長其外人員数書上案) (明治)

※細目⑤と関連。

⑲ (聯隊長其外人員数書上案) (明治)

※細目⑦と関連。

⑳ (二等聯隊長柿崎八右衛門其外聯隊長等名前書上) (明治)

㉑ (二等聯隊長下条数馬其外聯隊長等名前書上) (明治)

㉒ (聯隊長等人数・石高書上) (明治)

※付札あり。

番号表題

年月日

作成者(差出)宛所

形態・数量

- ⑳ (聯隊長・小隊司令等人数・石高及減高出高差引書上) (明治)
- ㉑ (聯隊長・小隊司令等人数・石高及減高出高差引書上) (明治)
- ㉒ (聯隊長・小隊司令等人数・石高及減高出高差引書上) (明治)
- ㉓ (聯隊長・小隊司令等人数・石高及減高出高差引書上) (明治)
- ㉔ (聯隊長・小隊司令等人数・石高及減高出高差引書上) (明治)
- ㉕ (聯隊長・小隊司令等人数・石高及減高出高差引書上) (明治)
- ㉖ (中山虎吉儀合武三嶋流船軍学并森重流砲火術八家芸三付武役被召出候様仕度歎願書) (明治元年)二月 大御番組 都筑徳三郎外三名右之外
惣門弟中↓
- ※文中に「当辰年」と記載がある。
- ㉗ (中山虎吉事火術之儀ハ御用立業前ニ付別紙歎達之通ニ付書状) 器械長補助 辻仲↓
※端裏に「辻仲勘弁、内々相尋申候処、別紙之通申出候事 十二月 軍器監」と記載あり。
- ㉘ 中山虎吉身分御引立筋之儀再御歎申上候書付 (明治二年)巳九月 御本丸番 都筑徳三郎 惣門弟中↓
※「辻仲勘弁、内々相尋達之事 器械長衆」と記載された付札がある。中山虎吉は越気地雷火器械製造方等を辻仲より伝授され修行したこ
となどが記載されている。
- ㉙ (聯隊長・小隊司令等人数・石高及減分御出方差引書上) (明治)
- ㉚ (聯隊長・一等司令名前書上) (明治)
- ㉛ (百人組之儀軍務局江附属差止ニ付書状) (明治)二月一日 渡辺半蔵↓権大参事中様
- ㉜ (六等官巳上及七・八・九等官人数書上) (明治)
- ㉝ (小鉢塗代請取書) (明治)一〇月八日 ㊦↓松原伊三郎様
- ㉞ 覚(隼人正様・外記様其外よりの代金請取書) (明治元年)辰二月二九日 御細工所 神谷平蔵↓
- ㉟ 謹上(金札ニ付壹朱札在中) (明治)八月七日 市ヶ谷中段 寺西殿御長屋内 前田治兵衛↓渡辺様・久野様 御用達衆様
※銀三匁七分五厘札が貼り付けられている。
- ㊱ (士族・准士族・卒族の大隊小隊割人員ニ付覚) (明治)
- ㊲ (八雲隊并補備隊之内調練熟達致居候隊之儀拝謁以上ニ付書状) (明治)一〇月五日 内家 練武懸り↓
- ㊳ (御内話之家来人員并師崎海上守初御水主人員差上ニ付御取計被下度旨書状) (明治)一〇月二日 (千賀)与八郎↓(井田)清左衛門様
(名前・禄高書上) (明治)
- ㊴ 津金兵助・米倉弥太郎・加藤金次郎・八木市兵衛・荒川三平・井田三郎の名前が記載されている。
- ㊵ (与八郎殿御出座相成候ハ、前条御含可然ニ付書状) (明治)七月一日 中西(甚太郎)↓井田(清左衛門)様

④1 (八雲隊申付方ニ付書状) (明治) 応鐘(一〇月) 一五日 勝野釜之丞(良順) ↓井田清左衛門様

※勝野釜之丞は田宮如雲の次男。

④2 (准士族身として小酌千万其外ニ付書状) (明治) 神無月 一五日 桃くり押 ↓翠雲園大人

④3 (廿八日夕萱谷着にて当地の民情・風情其外ニ付書状) (明治) 一二月七日 (長谷川) 惣藏(敬) ↓(井田) 清左衛門様

※新太郎・長一・岡半も到着、旅宿は違えど賑やかなことなども記載されている。

④4 (結構蒙仰冥加至極・一小隊八十人云々委細承知ニ付書状) (明治) 一〇月八日 (千賀) 与八郎 ↓(井田) 清左衛門様

④5 製造局之事・兵隊人員組替職制与一緒ニ御発表之事 (明治)

※表題のみ。

④6 (大参事・権大参事・少参事・権少参事氏名覚書) (明治) 二年

④7 砲手森六兵衛初等級之儀ニ付申上候書付 森六兵衛・村瀬治郎助・渡邊喜太郎履歴ニ付 (明治) 二年 巳二月 砲手長 ↓

④8 (測量術御雇内藤等儀御雇中御扶持三人分被下置度ニ付願書) (明治) 二年 一〇月 一等兵隊 近松與右衛門・野崎藤吉・佐分清太郎・中西孫太郎 ↓

※内藤等は志水武雄家来とのこと。

④9 内藤等御規模品之儀ニ付申上候書付 測量術出格之訳を以御手厚御規模被成遣度ニ付願書 (明治) 二年 巳一〇月 一七日 大砲長 ↓

※肉眼并ヤルド測量は砲戦急撃の要務であるとの記載がある。

⑤0 (御水主同心神谷龍吉郎外三名之者海軍局御取立願) (明治) 二年 一二月 大砲長 ↓

※神谷の外に志水馬之助(御船手同心)・近藤来之助(同)・小川土岐之助(御水主同心)の名前が記載されている。彼らは芸業を以て朝廷勤仕を志願しているが、藩側が繋ぎ留めておきたいことを示している。

⑤1 (佐藤権左衛門隠居ニ付浅九郎家督後も是迄通軍務副知事附属罷在度旨願書) (明治) 二年 一〇月

※佐藤浅九郎は中西甚太郎御預一番集義隊の取締向を心得、当局で手放しがたき人物との記載がある。

⑤2 (海軍局辞令申渡ニ付書付) (明治) 二年 一二月 二日

※速水三十郎・佐藤又三郎・高瀬四郎兵衛・神谷龍吉郎・志水右馬之助・近藤来之助・小川土岐之助の名前と申渡が記載されている。

⑤3 下(海軍御備充実必要及海軍局・御船手役所統合改革ニ付案文) (明治) 二年 一二月

※改革には海軍督の傳を以て近松彦一郎が惣括する案が記載されている。

⑤4 (神谷留吉郎儀海軍学教授役之心得を以て修行生可取立旨書付) (明治) 二年

※ほかに志水右馬之助・近藤来之助・小川土岐之助は、修行生の世話をするよう命じられている。

番号表題

年月日

作成者(差出)宛所

形態・数量

- ⑤⑤ (二番御城御番一等兵隊之者六名病氣引籠ニ付書付) (明治二年) 二月 二番御城御番一等兵隊司令↓
- ⑤⑥ (四番御城御番一等兵隊之者二名病氣引籠ニ付書付) (明治二年) 二月 四番御城御番一等小隊司令↓
- ⑤⑦ (一番御城御番一等兵隊之者三名病氣引籠ニ付書付) (明治二年) 二月 御城御番一等小隊司令↓
- ⑤⑧ (御城御番一等兵隊之内病氣等動向難決之者取調ニ付申達) (明治二年) 二月七日 軍務権判事↓半兵衛殿・只右衛門殿・源五兵衛殿・儀兵衛殿
- ※三番隊には無之ニ付返書(二月八日、御城御番一等聯隊長↓軍務権判事衆様)が附属している。
- ⑤⑨ (御下屋敷米納高之儀知事衆江申上ニ付書状) (明治二年) 一〇月五日 中西甚太郎↓石河竹次郎
- ※端裏に付札二点が貼り付けられている。
- ⑥⑩ (浅九郎儀集義隊取縮向心得候様申渡ニ付申達) (明治二年) 一二月 ↓中西甚太郎江
- ⑥⑪ (軍務局附属佐藤浅九郎儀今日家督一等兵隊被命ニ付書状) (明治二年) 一二月三日 中西甚太郎↓(志水)武雄殿
- ※付札あり。佐藤浅九郎は銃隊撃剣にも格別奮発につき、是迄の通り軍務局附属集義隊取縮向を勤められるようお願いしたもの。
- ⑥⑫ 伺(一等兵隊初諸隊々訓練修行ニ付) (明治二年) 一二月 軍務局千賀与八郎↓
- ※年齢二拾九歳以下は仏式訓練、三拾歳以上は英式修行で良いかどうか記載されている。
- ⑥⑬ 覚(羅紗・金銀ホタン代金書上) (明治二年) 一〇月
- ⑥⑭ 覚(羅紗・金銀牡丹代金書上) (明治二年)
- ⑥⑮ (示談有之政事堂江可被罷出旨達) (明治二年) 一〇月 丹羽淳太郎↓井田清左衛門殿
- ※名古屋城三之丸の竹腰邸に政事堂が設置されたのは明治二年六月。
- ⑥⑯ (各等官無勤之内拾五歳之輩・御城御番兵隊之内五拾九歳之輩差配ニ付書状) (明治二年) 一二月 軍務判事↓権大参事
- ※付札あり。
- ⑥⑰ (百人組当分軍務局附属之旨渡辺半蔵江相達ニ付書状) (明治二年) 二月三日 政事堂↓軍務権判事江
- ⑥⑱ (兵隊規則取立ニ付書状) (明治二年) 一二月 軍務判事↓政事堂権大参事衆
- ※付札あり。兵隊については練武の熟否を論ぜず等官と年齢で組み立てたため訓練が不揃い、熟達之者が不平を抱いており規則を設けることなどが記載されている。
- ⑥⑲ (名古屋藩兵隊熟兵之向ハ訓練之節々鼓笛等不為用ニ付書付案) (明治二年) 一二月
- ⑦⑰ (一等兵隊三大隊人数・正米・聯隊長書付) (明治二年)

※聯隊長のうち、上等は高木作十郎・山村多門・横井兵吉、中等は井野口治六右衛門・津田九郎次郎・富永二蔵、下等は馬場三十郎・荒川弥五右衛門・中川庄蔵の名前が記載されている。

⑦① (御城御番名前書上) (明治二年)

⑦② (二等兵隊初諸隊々調練修行ニ付伺) (明治二年)

※細目⑥②と同文。

⑦③ 機密草稿(兵隊之儀芸業を御普請役ニ差別被相立候方ニ付) (明治二年) 一二月

⑦④ (権判事・参謀・録事其外人数書上) (明治)

⑦⑤ (戎馬監其外人名書上) (明治)

⑦⑥ (軍器監可被命人別取調ニ付書付案) (明治二年) 一二月 器械長 山口小平次・同補助 岩崎又五郎↓

⑦⑦ (銃砲教授役・戎馬監・調馬監可被命人別取調ニ付書付案) (明治二年) 一二月

⑦⑧ (一等聯隊長分三等司令迄調ギ其外箇条書) (明治)

⑦⑨ (一等聯隊長・器械人名書上) (明治)

※形態は横。

⑧① (准士族・一等卒族分一等兵隊被命候輩座席持堪撰替方取調ニ付書状) (明治二年) 一二月 政事堂↓軍務権判事江

⑧② (二等から六等迄職名相当表) (明治二年)

※折り込まれて綴り込まれているため閲覧困難。

⑧③ (洋法・和法海軍教授取置ニ付伺状) (明治)

⑧④ (海軍方教授及び一等・二等・三等助教名前書上) (明治二年) 一二月 御書院番 松田卯七郎↓

※神谷龍太郎・志水右馬之助・鈴木喜三郎・前田一太郎らの名前が記載されている。

⑧⑤ (近松彦一郎儀海軍惣括舟楫管事可相勤旨被命ニ付書状) (明治二年) 一二月

⑧⑥ (御城御番一等兵隊人名書上) (明治)

⑧⑦ 兵隊日課(銃隊調練・角打・擊劍・河原出張) (明治)

※下ケ札あり。

⑧⑧ (二等兵隊之内剛勇・熟練之兵月給賜り方取調差出其外ニ付書付) (明治二年) 一二月 軍務権判事↓政事堂

⑧⑨ (悔悟不致者農商に帰し候様可致ニ付書付) (明治)

※前欠。

番号表題

年月日

作成者(差出宛所)

形態・数量

⑧⑨ (二等兵隊之内剛勇・熟練之兵月給賜り方取調差出其外ニ付書付案) (明治二年) 二月

※細目⑧⑨と同文。

屋上五八六(維新書簡十六)

(明治八年) 同九年)

(徳川)

横綴

一

*表紙破損、取扱注意。十六代徳川義宜の御祭典・御継子様などに関する記事がある。

① (別紙御届方御取計願ニ付書状) (明治九年) 三月二〇日 小瀬新太郎↓永田益衛様

② (片桐助作を鹿見島へ差向其外ニ付書状) (明治九年) 三月二〇日 (中川) 庄太↓(永田) 益衛様

※「多葉粉ノ一条」「外肥ノ一件」などについても記載がある。

③ (故従三位様御霊代来ル十九日御発出其外ニ付書状) (明治九年) 二月一六日 土岐長久押↓永田益衛殿

※故従三位は十六代徳川義宜(明治八年一月二四日死去)のこと。御霊代の御供には長谷川敬らが御供することなどが記載されている。山田

千有年(千疇)・植松茂岳に関する記事もある。

④ (定光寺一件・光明寺一条裁判其外ニ付書状) (明治九年) 三月一三日 小瀬新太郎↓永田益衛様

※十六代徳川義宜御霊代の名古屋着後の様子も記載されている。

⑤ (無戦功隊苦情ニ付拝借金許可之旨・御当邸湿地旁尊慮に不相叶瓦町邸江御住居被遊度其外ニ付書状) (明治九年) 二月二三日 小瀬新太郎↓

永田益衛様

※「御当邸」とは本所長岡町邸のこと。御賞典一条や道徳前新田地揚などに関する記事も記載されている。

⑥ (古事記序文御出来御廻ニ付・故従三位様御霊代昨廿六日其御邸江御着其外ニ付書状) (明治九年) 二月二七日 (土岐) 長久↓(永田) 益衛君

※御継子様の御名文字は晨(トキ)磨様と申し上げる旨が記載されている。

⑦ (御沙汰之瀬戸焼盆猪口三組一昨日到着ニ付礼状) (明治九年) 二月二日 (永田) 忠盛↓(永田) 益衛大君

⑧ (御霊移之儀願出近々御発出・御継子様取極其外ニ付書状) (明治九年) 二月六日 小瀬新太郎↓永田益衛様

※御継子様につき、讃州公御次男(晨若)は御弱質心配、大炊様御次男(鏝丸・後の松平頼平)にも面会したが、慶勝は晨若が気に入ったことな

どが記載されている。「家扶日記」明治九年二月三日条に関連記事がある。

⑨ (御継子様御内輪御治定・道徳御新田地揚之儀ニ付書状) (明治九年) 二月一四日 小瀬新太郎↓永田益衛様

⑩ (故従三位様御霊其地へ御移し御迎ニ付書状) (明治九年) 二月六日 東京 鈴木重永↓尾州中下 永田益衛殿

⑪ (御継子様御儀浅田宗伯面談ニ付書状) (明治九年) 二月一三日 (土岐) 長久↓(永田) 益衛公

※讃州公(松平頼聰)の御二男晨若について、幼年より拝診している浅田宗伯に谷子を伺ったことなどが記載されている。

- ⑫ (御継子の御内談讃州公との事・老公瓦町御邸隠然御引移其外ニ付書状) (明治九年)二月一日 (鈴木)重永上↓真居君
- ⑬ (御母堂様御遠行ニ付悔状) (明治九年)二月一日 移(カ)雄↓(永田)益衛様
- ⑭ (故従三位様御霊代今廿五日午後第四字に山城屋吉左衛門所へ御着ニ付書状) (明治九年)二月二五日 長谷川拙斎↓徳川御邸 永田益衛殿
- ⑮ (江崎御賞典請取人之儀・御継子様御内輪御治定ニ付書状) (明治九年)二月二九日 (吉田)知行↓(永田)益衛賢兄
- ※吉田知行は晨若に拝謁し、御人質も至極宜しいと思っており、兼ねて小瀬新太郎に晨若を推挙する愚論を述べていたことなどが記載されている。
- ⑯ (故従三位公御分霊昨廿六日御到着・私帰県之儀ニ付書状) (明治九年)二月二五日 (吉田)知行↓(永田)益衛殿
- ⑰ (長谷川翁状況ニ付書状) (明治九年)二月二四日 辰巳守↓永田益衛様
- ※長谷川翁は長谷川敬(拙斎)のこと。
- ⑱ (私帰県ニ付問合状) (明治九年)二月 (吉田)知行↓(永田)益衛
- ※後欠。
- ⑲ (須佐之男社も御遷座無之模様・御賞典不平等其外ニ付書状) (明治九年)如月(二月)二九日 (小瀬)新太郎↓(永田)益衛様
- ⑳ (滞尾中之礼状) (明治九年)二月一日 江原靡↓永田益衛様
- ※江原靡は大坂在中川庄太の関係者。
- ㉑ (靡儀当十一日夕京着御渡之二千五百円受取其外ニ付書状) (明治九年)二月一日 (中川)庄太↓(永田)益衛君
- ※吉田知行の看病帰県のこと、木村一条、御遺物御差送りなども記載されている。
- ㉒ (大坂一条ニ付江原靡出京候間御尽力願) (明治九年)一月二七日 吉田知行↓永田益衛様
- ㉓ (天野左兵衛江被下品之儀・道徳新田汐除川請負・御賞典禄歎願一条一層氣勢其外ニ付書状) (明治九年)一月二七日 小瀬新太郎↓永田益衛様
- ※御継子様の候補は不定だが、高松様御次男か大炊様御次男かのことが記載されている。
- ㉔ (木村一条・多葉粉一条・朝鮮之儀其外ニ付書状) (明治九年)一月二九日 (中川)庄太↓(永田)益衛様
- ㉕ (小子義道中無異西京二兩日滞在帰坂ニ付書状) (明治九年)二月三日 (中川)庄太↓(永田)益衛様
- ㉖ (御帰登之節御内約之服部他上京之儀御取消ニ付書状) (明治九年)二月二日 (小瀬)新太郎↓(永田)益衛様
- ㉗ (御神霊之儀御噂之趣ニ付書状) (明治九年)二月四日 辰巳守↓永田(益衛)様
- ㉘ (御神霊御移之節差副之義ニ付書状) (明治九年)二月六日 辰巳守↓永田益衛殿
- ㉙ (浪華商店資本金之儀ニ付中川代理江原靡出京帰途立寄ニ付書状) (明治九年)二月四日 小瀬新太郎初↓永田益衛様

番号表題

年月日

作成者(差出)宛所

形態・数量

- ③⑩ (別封旧冬差上品之御答札玄同様を被下品ニ付幸便江託し届可被下旨書状) (明治九年)一月八日 小瀬新太郎↓永田益衛様
 ※玄同様とは十五代徳川茂徳で、一橋徳川家十一代徳川茂栄のこと。
- ③⑪ (古キ書籍板権・古事記序文一位様御染筆其外ニ付書状) (明治九年)二月四日 (土岐)長久・(内藤)鶴翁↓(永田)益衛君
- ③⑫ (江原藤上京・多葉粉一条其外ニ付書状) (明治九年)一月一九日 (中川)庄太↓(永田)益衛様
- ③⑬ (昨年中御益金之一条・木村一条ニ付書状) (明治) (中川)庄太↓(永田)益衛
- ③⑭ (故従三位之命御靈代御祭地之儀ニ付書状) (明治九年)一月一日 小瀬新太郎↓永田益衛様
 ※故従三位之命とは十六代徳川義宜(明治八年二月二四日死去)のこと。
- ③⑮ (年賀及び不存寄御遺物拝戴仕冥加至極ニ付書状) (明治九年)一月二日 橋本善述↓永(田)益衛様
 ※御遺物は十六代徳川義宜のものと思われる。
- ③⑯ (御養母様御死去ニ付悔やみ状) (明治九年)一月一日 水野正則・石原重道・藤平重賢・加藤菊太郎・鈴木高興↓永(田)益衛殿
- ③⑰ (御祭典御葬式之儀ニ付書状) (明治八年)二月二八日 村嶋斎↓永田益衛様
 ※十六代徳川義宜の祭典・葬式のこと。
- ③⑱ (御老母様御遠行ニ付悔やみ状) (明治九年)一月一日 永田忠盛↓永田益衛様
- ③⑲ (新年御祝儀ニ付書状) (明治九年)一月一日 (山本)長充↓(永田)益衛様
- ④⑰ (道徳前・新田・汐除川請負一条・御祭地之義其外ニ付書状) (明治九年)一月二〇日 (吉田)知行↓(永田)益衛
- ※徳川義宜の御祭地については士族より願い出なければ不順序のこと、内家と士族との間気脈貫通する必要があることなどを指摘している。
- ④⑱ (堀田初江被下御遺物・元三番集義隊初五隊之之拝借金之儀ニ付書状) (明治九年)一月二七日 土岐長久初↓永田益衛殿
- ④⑲ (今般江原東京ヨリ貴地へ罷越候事ニ付書状) (明治九年)一月三日 照多(中川)庄太↓増へ(永田)益衛様
- ④⑲ (頃日坂地より中川庄太使ニ江原藤儀參金子繰込願ニ付書状) (明治九年)一月三〇日 小瀬新太郎↓永田益衛様
- ④⑲ (兼而公江願置候和合書院御額ニ付書状) (明治九年)一月七日 (吉田)知行↓(永田)益衛様
 ※御額は海部昂蔵が新邸へ出頭するのでお渡し下されたいと記載されている。
- ④⑲ (年頭御祝儀愚札申上ニ付書状) (明治九年)一月二日 吉田知行・内田鶴翁・山本長充・土岐長久・小瀬新太郎↓永田益衛殿
- ④⑲ (三位様御尊躰の詠草其外ニ付書状) (明治九年)一月一日 (山田)千疇↓(永田)益衛様
- ④⑲ (新年賀状) (明治九年)一月二日 鈴木高美↓(永田)益衛様
- ④⑲ (御邸図出来差上ニ付書状) (明治九年)一月一日 服部保・辰巳重房↓永(田)益衛様

- ④⑨ (尊母君田冬中御遠行ニ付悔やみ状) (明治九年)一月二四日 (内田)鶴翁↓(永田)益衛様
- ⑤⑩ (金器御願之義・定光寺之一件・御邸御構図ニ付書状) (明治八年)二月三一日 辰巳重房↓永(田)益衛様
- ⑤⑪ (私儀去ル十二月一統之通打込相勤候様被命難有旨礼状) (明治九年)二月一五日 永田忠盛↓永田益衛君

